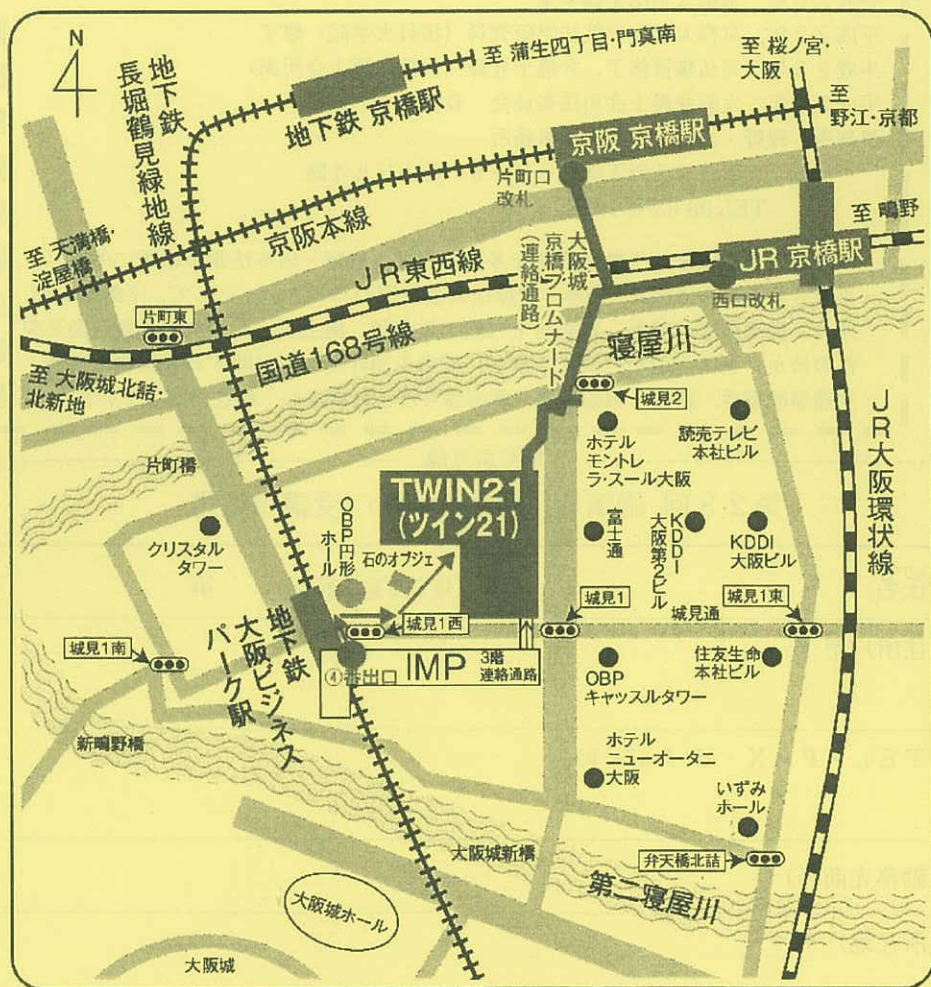


TWIN21(ツイン21)ご案内図



第28回 講演会

民法(物権法等)・不動産登記法改正の動向

—所有者不明土地の利活用の円滑化等について：宅建業者の立場から—

(講師：弁護士 住原 秀一氏)

開催のお知らせ (令和2年3月9日)

土地の円滑・適正な利用の妨げとなる所有者不明土地をめぐる近年の社会経済情勢に鑑み、相続登記の義務付けや土地所有権の放棄、共有制度や不在者財産管理制度の見直しなど、民法(物権法等)と不動産登記法が改正されようとしています。

昨年12月には、「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、法改正に向けた動きが本格化しています。

今回は、これらの所有者不明土地の利活用の円滑化に向けた法改正の動向を宅建業者の立場から講義いたします。

不動産取引に精通し、法定講習の講師としてもご活躍の住原秀一弁護士をお迎えして開催いたしますので、法改正の動きを先取りするためにも是非ご参加ください。

※講演会場で、これまでに開催した講演会の内容を取りまとめた「講演録」(税込500円)を販売いたします。

主催：(一財)大阪府宅地建物取引士センター

TEL 06-6940-0641

FAX 06-6944-0267

ホームページアドレス <http://www.otc.or.jp/>

実施要領

テーマ：「民法(物権法等)・不動産登記法改正の動向
－所有者不明土地の利活用の円滑化等について：宅建業者の立場から－」

講師：弁護士 住原 秀一 氏 (大阪弁護士会所属)

日時：令和2年3月9日(月)
午後2時00分～午後3時30分

会場：ツイン21MIDタワー 20階
大阪市中央区城見2-1-61 (<http://www.twin21.jp/>)
JR環状線・東西線「京橋駅」西口改札から徒歩約6分
(「大阪城京橋プロムナード(連絡通路)」を通り抜けます。)
京阪本線「京橋駅」片町口改札から徒歩約8分
(「大阪城京橋プロムナード(連絡通路)」を通り抜けます。)
大阪メトロ長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」4番出口から徒歩約4分

定員：200名(申込先着順)

受講料：無料

受講のお申込み

申込先：一般財団法人 大阪府宅地建物取引士センター
〒540-0036 大阪市中央区船越町2-2-1
大阪府宅建会館3階
TEL 06-6940-0641 FAX 06-6944-0267
ホームページアドレス <http://www.otc.or.jp/>

申込方法：①当センターホームページの「最新情報」からお申込みください。
②右記の受講申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXで
お申込みください。

※①又は②の受信をもって受付とし、受講票はお送りしませんので、
当日会場に直接お越しください。

ただし、定員に達している場合はご連絡いたします。

当日、受付にて、出席の方のお名前を確認いたします。

講師紹介：弁護士 住原 秀一 氏

平成20年 京都大学法学部卒業
平成22年 京都大学大学院法学研究科(法科大学院)修了
平成23年 司法修習修了、弁護士登録(大阪弁護士会所属)
平成31年 大阪弁護士会司法委員会 委員
事務所 磯野・岩本・住原法律事務所
大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル4階
TEL 06-6364-7238

弁護士登録以来、不動産事件を多数取り扱う磯野・岩本法律事務所にも所属し、
平成30年からは磯野・岩本・住原法律事務所のパートナーとして、不動産取引、
仲介、借地借家、境界、建築紛争(施工業者側、施主側とも)など各種不動産事
件のほか、企業間取引に関する事件、抵当や預貯金などに関する金融取引事件、
交通事故事件、遺言・相続事件、離婚事件など民事事件一般を手がけています。

切り取り線

「第28回 講演会」(3月9日開催) 受講申込書

ふりがな (氏名)	(取引士登録番号)	第	号
(住所) 〒			
(TEL・FAX・E-メールアドレス)			
(勤務先商号)			
(所在地) 〒			
(TEL・FAX・E-メールアドレス)			
(所属団体)			

※ ご記入いただいた申込書の内容は当センターが保管し、申込状況等の統計データ及び今後の開催案内に利用させていただく場合がありますので、ご了承ください。